平 成 ２ ８ 年 度

公の施設に係わる
指定管理者監査報告書

（御坂北保育所）

笛 吹 市 監 査 委 員

１　監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

指定管理施設　御坂北保育所

市 担 当 課　保健福祉部　子育て支援課

指 定 管 理 者　社会福祉法人　さくら福祉会

理事長　雨宮孝信

２　監査基準日・監査の範囲

平成 28 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

３　監査の実施日

平成 28 年 5 月 20 日　午後 2 時 45 分から

４　監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行った。

① 指定管理者の概要
② 指定管理者にかかる基本協定書
③ 指定管理者にかかる平成２６年度協定書
④ 平成２６年度業務計画書
⑤ 平成２６年度事業状況報告書（モニタリング用）
⑥ 平成２６年度指定管理者チェックシート
⑦ 平成２６年度業務報告書
⑧ 指定管理者にかかる平成２７年度協定書
⑨ 平成２７年度業務計画書
⑩ 平成２７度事業状況報告書（モニタリング用）
⑪ 平成２７年度指定管理者チェックシート
⑫ 平成２７年度業務報告書
⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
⑭ 施設の利用状況
⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
⑯ 指定管理料出納簿（平成２６年度・平成２７年度）

5　監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

・事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
・指定管理者の選定やモニタリング等において、問題が発生していないか。
・協定書等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

6　監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行うとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

7　指摘・要望事項

子育て支援課

御坂北保育所	①	指定管理者制度は、行政改革の一環として導入されている。市は、協定書を遵守した業務執行のため、施設サービス及び利用者の満足度が向上されるよう、管理指導するとともに指定管理者の良質管理を確保するため、決算資料等を定期的に提出させることなど、指定管理者の企業体制、総合力をチェックすると同時に財務の内容の把握も行う必要があるので、担当課として、徹底した管理指導をお願いしたい。 また、公共施設や福祉施設等を運営することは、利益追求とは少し違う。このため市では、日頃から受託者と意思の疎通を図り、方向性、業務内容、予算の執行状況等を確認しながら推進していただくことを望むものである。 なお、予算編成は、事業を執行する上で最も大事なものであり、目的をしっかり見据えた上で、厳正に積算するよう努められたい。 さらに、年間の活動内容や実績報告書等により、内容が十分に達成されているか否かを検証され、次年度の事業実施に成果が上がるように努められたい。

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について<u>平成２９年度定期監査資料の中で報告</u>をお願いします。